



令和6年5月21日
国際平和協力本部事務局

パレスチナ被災民への物資の提供に係る供与式の実施について

令和6年5月20日（月）、在エジプト日本国大使館において、同岡大使、サハルUNRWAカイロ事務所長及び当事務局植草参事官列席のもと、国際連合パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）に対して提供する物資の供与式を実施しました。

物資は、今後、エジプト赤新月社の協力を得てガザ地区まで輸送され、パレスチナ被災民のために活用されます。

